

長万部町教育大綱

1 大綱策定の趣旨

平成26年6月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正され、平成27年4月に施行されました。

法改正の趣旨は、教育の政治的中立、継続性・安定性を確保しつつ、教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、町長と教育委員会との連携強化、そして、町長の教育行政に対する責任を明確化した上で、町長と教育委員会の連携のもと、より民意を反映した教育行政の推進を目的として、地域の実情に応じた総合的な教育に関する施策の大綱の策定を求めています。

こうしたことから、長万部町における教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものです。

2 大綱の位置付け

教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌しつつ、長万部町教育目標の実現を図るため、令和3年3月に策定した「第4次長万部町まちづくり総合計画（令和3年度から令和12年度）」の学び・スポーツ・文化に関する施策を踏まえて策定するものです。

長万部町教育目標

- 明朗でたくましい体力をもつ町民となる。
- 強い意志と豊かな情操をもつ町民となる。
- 文化的教養をもつ町民となる。
- 科学的知性をもつ町民となる。
- 創造的生活意欲をもつ町民となる。

【昭和48年3月制定】

3 大綱の期間

「第4次長万部町まちづくり総合計画（令和3年度から令和12年度）」との整合性を図るとともに、文部科学省通知で想定している対象期間を踏まえ、令和3年度から令和7年度までの5年間とし、教育を取り巻く状況の変化や施策の進展状況などを踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととします。

4 基本目標

『地域の未来を創造する人づくり文化づくり』

生涯学習の推進や地域文化の育成により、町内の文化振興を図るとともに、家庭・学校教育の充実を目指した取り組みを進めます。

また、長万部高校に対して支援を継続するとともに、東京理科大学との高大連携などへの協力に取り組みます。

5 基本方針

(1) 生涯学習の推進

① 少年教育の推進

地域での体験を通して豊かな心を育てる少年教育の推進に取り組みます。

- ◇ 家庭・学校・地域との連携による事業の推進
- ◇ 地域資源を活用した体験活動の推進

② 成人教育の推進

自らを高めながら地域づくりをめざす成人教育に取り組みます。

- ◇ 社会に対応した多様な学習機会の促進
- ◇ 関係団体との連携による事業の推進

③ 高齢者教育の推進

豊かな経験を生かす高齢者教育に取り組みます。

- ◇ 高齢者が主体的に参加できる学習機会の促進
- ◇ 高齢者の知識等を生かす事業の推進

(2) 家庭・学校教育の充実

① 学校教育の充実

豊かな心と人間性を育む教育の充実に努めます。情報化などの教育環境の整備に対応し、快適な教育現場の確保に努めます。

- ◇ 学校教育環境の整備
- ◇ 学校、家庭、地域社会の連携・協力の推進
- ◇ 教育活動の充実
- ◇ 安全な学校給食の提供

② 長万部高校への支援

地域や中学校、東京理科大学との連携を図り、地域に根ざした高等学校の支援に努めます。

- ◇ 高等学校教育への支援

③ 東京理科大学との連携

東京理科大学との連携を密にしながら、学術文化の発展に努めます。

- ◇ 大学との連携推進

(3) 地域文化の育成

① 文化芸術の振興

心の豊かさと安らぎを求める文化芸術活動の推進を図ります。

- ◇ 芸術文化活動発表機会の充実
- ◇ 自主的な文化芸術活動への支援

② 図書館活動の充実

図書館からの情報発信による読書活動の推進に取り組みます。

- ◇ 読書に親しむ機会の充実
- ◇ 図書館からの情報の発信

③ 郷土文化・歴史の継承

先人から受け継いだ郷土文化・歴史の継承に取り組みます。

- ◇ 文化財・史跡等の保護・保存
- ◇ 郷土文化の継承
- ◇ 生態系の保護

④ スポーツ活動の振興

生涯にわたり楽しめるスポーツ活動の推進に努めます。

- ◇ スポーツ団体の育成と指導者養成の推進
- ◇ スポーツ参加機会の促進

⑤ アイヌ文化の保存・継承・活用

長万部町アイヌ施策推進地域計画などを踏まえながら、地域に残るアイヌ文化の保全・継承を図るとともに、町内の産業面や交流面でのアイヌ文化の活用を推進します。

- ◇ アイヌ文化の保全・伝承
- ◇ アイヌ文化の産業面での活用
- ◇ アイヌ文化の観光面での活用

6 関係法令条文（抜粋）

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律 [平成26年6月20日改正]

（大綱の策定等）

- 第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。
- 2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第1項の総合教育会議において協議するものとする。
- 3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 第1項の規定は、地方公共団体の長に対し、第21条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

○教育基本法 [平成18年12月22日法律第120号]

（教育振興基本計画）

- 第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。